第二次大阪府子どもの貧困対策計画(案)構成（第一次計画との比較）

資料３－２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 第一次大阪府子どもの貧困対策計画 | 第二次大阪府子どもの貧困対策計画（案） |
| 計画期間 | 平成２７年度～平成３１年度（５年間） | 令和２年度～令和６年度（５年間） |
| 内　　　容 | １　策定の趣旨・教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組みにより、子どもの貧困対策を推進する・本計画（大阪府子ども総合計画）とめざす方向が一致し、取り組むべき施策も重複することから、本計画における事業計画の１つとする。 | １　策定の趣旨○第一次計画の基本的な考え方を継承○第一次計画策定後の取組及び国の動きを踏まえ、下記を追加　・実態調査の実施、調査結果を踏まえた施策の総点検の実施　・子ども輝く未来基金の創設　・法改正により、市町村においても策定が努力義務となったことも踏まえ、市町村の取組を後押し |
| ２　現状と課題　・リーマンショックによる経済状況の悪化に伴い、非正規雇用・就職困難者が増加　・大阪府は全国と比べ、生活保護率や就学援助率が高い状況　・現状と課題について、「子ども」及び「家庭や社会」の視点で整理 | ２　現状と課題○子どもの貧困率等のデータに加え、第一次計画策定後の施策や居場所づくりの拡充の状況、府が実施した実態調査結果を踏まえた課題を記載・地域において子どもや保護者を支援する体制の充実は図られている一方で、支援を利用できるにも関わらず十分に活用されていない状況がある　 ・様々な場面において、子ども(保護者)に関わる方の気づきにより、困難を抱える子ども(保護者)を漏れなく支援や地域の見守りにつなぐ仕組みづくりが必要 |
| ３．子どもの貧困対策の方向性　・下記２つの視点で方向性を記載（１）子どもに視点を置いた切れめのない支援を実施（２）子どもにもっとも身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応 | ３．子どもの貧困対策の方向性とポイント○第一次計画策定後の取組及び課題を踏まえ、下記を記載　（１）学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム（２）子どもの居場所づくりへの支援（３）社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用（４）市町村との連携強化・地域の実情把握（５）関連施策との一体的な推進 |
| ４．具体的取組　・下記２つの視点で事業を記載（１）子どもに視点を置いた切れめのない支援（２）子どもにもっとも身近な社会である家庭を支援し、社会全体で子どもの貧困に対応 | ４．具体的取組○実態調査及び施策の総点検の結果を踏まえ、下記７つの視点で事業を記載（１）困窮している世帯を経済的に支援します（就労支援を含む）（２）学びを支える環境づくりを支援します　　（３）子どもたちが孤立しないように支援します（４）保護者が孤立しないように支援します　 （５）安心して子育てできる環境を整備します（６）健康づくりを支援します　　　　　　　　　　 （７）オール大阪での取組 |
| ５．計画の推進・庁内関係部局で構成する関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進・進捗管理については、大阪府子ども施策審議会へ報告するなど本計画併せて実施 | ５．計画の推進○第一次計画の基本的な考え方を継承のうえ、市町村との情報共有、推進体制の図を追記 |
| ６．子どもの貧困に関する指標 ・国の大綱に示された指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定 ・施策に関する指標及びサンプリング調査等により都道府県のデータが示せないものは、参考指標 ・大阪府の施策に関する指標を３指標追加 | ６．子どもの貧困に関する指標○第一次計画の基本的な考え方を継承 ・国の新たな大綱（案）をもとに、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定、その他は参考指標とする ・市町村の取組の推進に関する指標として、「子どもの貧困対策計画を策定している市町村数」を追加 |